

市立学校施設の維持管理における
安定的かつ効率的な業務執行に向けての委託化計画

令和3年10月

東久留米市教育委員会教育総務課

目 次

- 1 計画の目的
- 2 委託の効果
- 3 委託実施年度・実施予定校数
- 4 市立学校施設の維持管理に係る現状と課題
 - (1) 学校施設の維持管理を担う学校用務について
 - (2) 学校施設の維持管理における小規模修繕について
 - (3) 学校施設の維持管理に係る主な経費
- 5 市立学校の施設維持管理における安定的かつ効率的な業務執行のために

[参考資料]

- 令和2年度以降の学校施設の維持管理に係る主な経費
- 近隣市の状況

1 計画の目的

市立学校施設（令和3年4月1日現在/小学校12校・中学校7校）の安定的・効率的な維持管理のため、学校用務の任用・配置事務及び小規模修繕の発注を一体化して委託する。

2 委託の効果

- 学校用務の安定した配置の確保等、任用に係る経費の軽減及び事務量の軽減
高齢化やケガ・病気等により配置が困難になっている状況の解消、民間業者の専門的なノウハウを活用した清掃レベルの統一性の確保による常駐2人体制から1人体制への転換、任用に係る経費（報酬・期末手当・被服費等）及び任用事務に係る職員の業務量の削減などが図れること。
- 速やかな小規模修繕の実施、小規模修繕費の軽減及び業務体制の改善
学校からの修繕申請を受けてから業者に発注し修繕を行っているタイムラグの改善、学校用務の小規模修繕の対応による修繕費の削減及び小規模修繕発注担当職員の業務量の削減による施設管理系の業務体制の改善などが図れること。

3 委託実施年度・実施予定校数

- 令和4年度 9校（第六小学校、第十小学校、小山小学校、久留米中学校、東中学校、南中学校、大門中学校、下里中学校、中央中学校）
- 令和5年度 6年度の全校委託に向け4年度の検証を行う。
- 令和6年度 全校

4 市立学校施設の維持管理に係る現状と課題

（1）学校施設の維持管理業務を担う学校用務について

①学校用務の配置における現状と課題

ア) 配置状況及び業務内容

市立小・中学校には、令和3年4月1日現在、都費負担職員である校長、副校長、教員、教諭、栄養士、都事務のほか、市の会計年度任用職員である市事務（一般事務）、学校用務、給食関係職員（栄養士・調理員・給食事務・配膳員）、児童介助、交通擁護、スクールサポートスタッフ等が配置されている。

「学校用務」については学校教育法施行規則第65条において「学校用務員は学校の環境の整備その他の用務に従事する」ものとして、配置することができると規定されている。

※学校用務の年齢構成及び業務内容

- 令和3年4月1日現在、各校2人ずつの計38人を任用しているうち、70歳以上19人、65～69歳13人、60～64歳2人、60歳未満4人
- 業務内容は校舎内においてはゴミの回収、資源物の回収、玄関の掃き掃除、トイレ清掃（体育館含む）など。校舎外においては校庭の掃き掃除、草むしり、枝木の剪定、プール清掃など（「東久留米市立学校に勤務する用務員の職務に関する規程」により標準的な業務内容を定めている）。そのほか、備品廃棄に係る解体作業、各種行事のための物品の移動、運動会及び学校公開の際の設営及び受け付けなど

イ) 高齢化が進んだ学校用務の安定的な配置及び人材確保の困難な状況

高齢化が進んできていることもあるが、全てにおいて体を使うことが必須な業務であるため、病気やケガにより数週間から数か月の休暇をとるケースが頻発してきている。

その場合は近隣の学校から応援職員を派遣しているが、既に応援側の学校用務も高齢であり、派遣が難しくなっている。また、ここ数年は公募しても60歳代の応募者は少なく、70歳代後半から80歳以上の問い合わせが稀にある。

ウ) これまでの学校用務委託化の検討経過

市の会計年度任用職員（以前の臨時職員）の配置については、「学校長には子どもたちの学力向上に専念してもらうため、全ての市費負担職員に関する人事管理業務から外すべきである」という直接任用と大きく異なる考えの下、平成27年8月に「東久留米市立小・中学校の学校サポート業務あり方検討委員会」を設置した。6回の検討を経て、平成29年10月に「学校サポート業務あり方検討委員会報告書」をとりまとめたが、最終的に当初の計画は見送られた。

その際、市事務についてはアウトソーシングに適さないと示されたが、当時においても、検討委員会では、学校用務の業務内容と高齢化の問題については指摘されている。

エ) 会計年度任用職員の任用に係る経費及び担当職員の人件費の増

令和2年度から「会計年度任用職員制度」へ移行したことにより、期末手当の支給率が上がり相対的経費が上がっていること、さらに、直接任用事務に係る職員の事務負担が大きくなっていることなども委託を検討する要因である。

(2) 学校施設の維持管理における小規模修繕について

ア) 小規模修繕の事務・作業の流れ

子どもたちや教職員が安全・安心に過ごせるよう、学校施設の維持管理は主に学校用務により日常的に行われている。業務内容は各学校で共通なもの（1ページの「業務内容」）のほか、学校の規模や児童・生徒の在籍数等により学校長から指示を受けて行っている作業もある。

さらに、学校用務が担っている簡易な修繕のほか、電気や設備関係など学校用務が担えない専門的な修繕については、学校が教育総務課施設管理係に修繕工事申請を上げ、専門職の会計年度任用職員（1人）が内容を確認して専門業者に発注している（発注件数：平成31年度（令和元年度）455件、令和2年度400件）。

しかし、学校からの申請書では修繕箇所や状態が不明瞭な場合には担当者が現地確認を行う必要があり、実際の修繕実施を行うまでに多くの時間を要する場合もある。

イ) 小規模修繕の事務改善による施設管理系の業務体制全体の改善

今後、施設整備プログラムでは、学校施設における中・大規模改造工事の増加が見込まれている。本プログラムに沿って工事を実施していくには、学校との連絡調整業務、工事担当部署との調整業務、補助金に係る業務などの増加が見込まれており、大規模改造工事の計画立案及び学校施設全般の維持管理に係る調査研究等も含め、現行の職員体制で担っていくには1人の担当者が担っている修繕発注の事務量を大幅に減らし、同系の機動力を確保していく必要がある。

(3) 学校施設の維持管理に係る主な経費について

学校施設の維持管理に係る主な経費には学校用務の任用に係る経費、小規模修繕経費及び小規模修繕発注業務担当職員に係る人件費、ならびに任用事務担当職員に係る人件費などがあるが、今後、学校用務を委託にしていこうことで経費も縮減していきことが見込める（P. 4～5 参照）。

5 市立学校の施設維持管理における安定的かつ効率的な業務執行のために

〔結論〕

学校用務員の委託による安定的な配置の確保及び施設管理系の機動力を確保して学校施設の計画的な維持管理を行っていくために、小規模修繕業務を含めた学校用務業務の委託を実施する必要がある。

学校用務の直接任用が困難な状況の解消ならびに小規模修繕による維持管理業務の効率化及び速やかな小規模修繕の実施という観点から、学校用務業務の委託により安定的な施設の維持管理が期待できる。また、学校用務に係る会計年度任用職員報酬等、任用担当事務職員の人件費の削減及び施設管理系の業務効率化も同時に行うことができ、さらに、学校長及び副校長による人事管理業務の負担を大きく軽減できる。

なお、学校用務に関わる所管は庶務係、施設の維持管理については施設管理係であるが、今後は学校施設の管理面で委託範囲の拡大も検討していきことが考えられるため、本計画における委託に関わる事務の所管は施設管理係とする。

については、今後の全校委託に向けて庁内の関係部署及び関係機関等との調整・協議を進め、令和4年度から約半数の9校から委託を行い、令和5年度は令和4年度の検証を行い（ただし、直営による人員確保が困難な状況が生じた場合は委託校を増やして対応）、令和6年度から全校委託を実施したい。

なお、直営から委託に変わるにあたり、偽装請負の疑義が生じないよう校長及び副校長への指示の徹底及び清掃レベルや草刈り等の頻度を一定にする必要がある。この解決のため、令和4年度及び令和5年度にかけて、委託業者との連絡調整及び直営任用校の共同作業（事業系ゴミを除く可燃ゴミ・鉄くず・枝葉の回収など）の調整や業務応援のため、会計年度任用職員（学校用務）を教育総務課庶務係に配置することで対応する。

※令和2年度の数値は決算額、3年度以降の数値は予算額ベースで算出

<令和2年度以降の学校施設の維持管理に係る主な経費>

単位:千円

年度	項目	直営19校(38人)各校2人配置	委託(なし)	
令和2年度	①報酬・期末(小中合算)	82,682		
	②被服・薬品等(貸与)(小中合算)	493		
	③人件費(庶務係分)	6,345		
	④(小規模)修繕費(小中合算)	22,188		
	⑤人件費(施設管理係分)	3,094		
	総計	114,802		
年度	項目	直営19校(38人)各校2人配置	委託(なし)	
令和3年度	①報酬・期末(小中合算)	76,662		
	②被服・薬品等(貸与)(小中合算)	443		
	③人件費(庶務係分)	5,120		
	④(小規模)修繕費(小中合算)	22,000		
	⑤人件費(施設管理係分)	3,094		
	総計	107,319		
年度	項目	直営19校(38人)の場合/各校2人配置	委託の場合	
令和4年度 令和5年度			直営10校(20人)各校2人配置	委託(9校)各校1人配置
	①報酬・期末(小中合算)	93,792	49,380	
	②被服・薬品等(貸与)(小中合算)	500	300	
	③人件費(庶務係分)	5,120	4,385	
	④(小規模)修繕費(小中合算)	22,000	10,000	
	⑤人件費(施設管理係分)	2,500	1,436	
	⑥委託費 ★1校当たり7,000千円	0		63,000
	計	123,912	65,501	63,000
総計	123,912		128,501	

年度	項目	直営19校(38人)の場合/各校2人配置	委託の場合	
			直営なし	委託(全19校)各校1人配置
令和6年度以降	①報酬・期末(小中合算)	93,792	0	
	②被服・薬品等(貸与)(小中合算)	500	0	
	③人件費(庶務係分)	5,120	0	
	④(小規模)修繕費(小中合算)	22,000	0	
	⑤人件費(施設管理係分)	2,500	1,215	
	⑥委託費 ★1校当たり6,050千円	0		114,950
	計	123,912	1,215	114,950
総計	123,912		116,165	

《令和2年度の人件費》

③の学校用務に係る事務量は係長(正規)35%、係員(正規)90%、係員(会計年度任用職員)90%、④の修繕発注に係る事務量は施設管理係長20%、係員(会計年度任用職員)90%とする。※職員課所管事務(任用申請事務、労災及び傷病手当事務)に係る人件費を除く。

《令和3年度の人件費》

③の学校用務に係る事務量は係長(再任用)35%、係員(正規)90%、係員(会計年度任用職員)90%、④の修繕発注に係る事務量は施設管理係長10%、係員(会計年度任用職員)90%とする。※職員課所管事務(任用申請事務、労災及び傷病手当事務)に係る人件費を除く。①が前年度より減った理由は報酬及び期末手当の算出に影響する「週3日及び週4日」勤務を創設したため。

《令和4年度・5年度の人件費》

【直営の場合】①は週5日勤務で算出する。③の学校用務に係る事務量は係長20%、係員(正規)90%、係員(会計年度任用職員)90%とする。④の修繕発注に係る事務量は係長10%、係員(会計年度任用職員)90%とする。【一部委託の場合】③の学校用務に係る事務量は係長10%、係員(正規)40%、係員(会計年度任用職員)20%、係員(会計年度任用職員/学校用務)100%、④の修繕発注に係る事務量は係長15%、係員(会計年度任用職員)50%とする。職員課所管事務(任用申請事務、労災及び傷病手当事務)に係る人件費を除く。③が委託校分を除いても大きく減らない理由は庶務係に直営校と委託校の業務達成度のバランスをとるため会計年度任用職員(学校用務)を新たに配置するため。

《令和6年度以降の人件費》

【直営の場合】①は週5日勤務で算出。③の学校用務に係る事務量は係長20%、係員(正規)90%、係員(会計年度任用職員)90%とする。④の修繕発注に係る事務量は係長10%、係員(会計年度任用職員)90%とする。【全校委託の場合】③の学校用務に係る事務量は係長0%、係員(正規)係員(会計年度任用職員)0%、④の修繕発注に係る事務量は係長10%、係員(会計年度任用職員)30%とする。

○近隣市の状況

学校用務を全部委託（またはシルバー人材センターによる派遣）している2市以外は、正規職員、再任用職員及び会計年度任用職員が単独で配置されていたり、組み合わせられて配置されている。しかし、「直営」かつ「会計年度任用職員のみ」で学校用務を構成している市は、本市のみである。

また、本市で学校用務の業務に含めている「トイレ清掃」については本市以外では別途委託しており、学校用務業務に含めていない。